

1号炉（煙道）					測定有			
採取年月日					R03. 04. 26	R03. 07. 27	R03. 10. 25	R4. 01. 28
結果取得日					R03. 05. 25	R03. 08. 27	R03. 11. 15	R4. 02. 21
測定項目		単位	基準値	保証値	測定結果			
硫黄酸化物	濃度（酸素換算値）	ppm	－	50	<0. 3	－	<0. 3	－
	排出量	m ³ N/h	－	－	<0. 002	－	<0. 002	－
	排出基準	m ³ N/h	(K値規制)	－	34. 75	－	31. 63	－
ばいじん（酸素換算値）		g/m ³ N	0. 15	0. 01	<0. 003	－	<0. 003	－
塩化水素（酸素換算値）		ppm	(約430)	50	<0. 3	－	1. 1	－
		mg/m ³ N	700	－	<0. 5	－	1. 8	－
窒素酸化物（酸素換算値）		ppm	250	100	43	－	41	－
水銀及びその化合物 (粒子状及びガス状)	濃度(実測値)	μg/m ³ N	－	－	0. 07	－	2. 0	－
	濃度(酸素換算値)	μg/m ³ N	50	－	0. 17	－	4. 9	－
ダイオキシン類		ng-TEQ/m ³ N	5	0. 01	0. 0000003	0. 00011	0. 00000014	0. 00000047

2号炉（煙道）					R03. 04. 26	R03. 07. 27	R03. 10. 25	R4. 01. 28	R4. 03. 11
結果取得日					R03. 05. 25	R03. 08. 27	R03. 11. 15	R4. 02. 21	R4. 03. 17
測定項目		単位	基準値	保証値	測定結果				
硫黄酸化物	濃度（酸素換算値）	ppm	－	50	0. 3	－	<0. 3	－	－
	排出量	m ³ N/h	－	－	0. 002	－	<0. 002	－	－
	排出基準	m ³ N/h	(K値規制)	－	37. 33	－	32. 65	－	－
ばいじん（酸素換算値）		g/m ³ N	0. 15	0. 01	<0. 004	－	<0. 003	－	－
塩化水素（酸素換算値）		ppm	(約430)	50	0. 3	－	1. 1	－	－
		mg/m ³ N	700	－	0. 5	－	1. 7	－	－
窒素酸化物（酸素換算値）		ppm	250	100	48	－	44	－	－
水銀及びその化合物 (粒子状及びガス状)	濃度(実測値)	μg/m ³ N	－	－	<0. 03	－	1. 8	－	－
	濃度(酸素換算値)	μg/m ³ N	50	－	<0. 1	－	5. 2	－	－
ダイオキシン類		ng-TEQ/m ³ N	5	0. 01	0. 00000045	0. 00010	0. 0000003	0. 073	0. 00013

※基準値とは、関係法令で定められた値。

※保証値とは、施設運営協定書で定められた値。

※酸素換算値とは、排ガス中に含まれる物質の濃度を酸素濃度12%の状態に換算したもの。

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値(17.5)を用いて算出。

● 1月28日に2号炉の煙道の排ガスのダイオキシン類の測定を行い、0.073ng-TEQ/m³Nで地元保証値（協定値）を超えていた。
（原因調査）
地元との協定により一旦運転を停止し、原因を調査したところ白煙防止用空気加熱器（エアヒーター）の管板部分の劣化が原因であったため、パッチング材で管板全体を埋める工事を実施した。

（再測定実施）
3月18日にダイオキシン類の再測定を行った結果、0.00013ng-TEQ/m³Nで基準値、保証値（協定値）とも下回る数値だった。